解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月二十二日

福岡市中央区渡辺通一丁目一番一―二一三号

特定非営利活動法人ＩＴ活用地域支援協会

清算人　尾本　元伸

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月二十二日

福岡市中央区渡辺通一丁目一番一―二一三号

特定非営利活動法人自然エネルギー推進協議会

清算人　尾本　元伸

解散公告

当社は、平成二十八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月二十二日

長崎県島原市大手原甲二一三〇番地四〇

株式会社元島工作所

代表清算人　元島　文治

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十八年七月二十九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月二十二日

東京都豊島区雑司が谷三丁目九番一号

日本ハム・ソーセージ工業厚生年金基金

代表清算人　竹田　清

解散公告（第一回）

呉松土地改良区は、平成二十八年七月二十七日静岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月二十二日

静岡県浜松市西区呉松町九九〇番地

清算法人呉松土地改良区

清算人代表　藤野　隆

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年四月十一日開催の理事会及び評議員会の議決により平成二十八年七月二十九日青森県知事の認可を受けて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年八月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月二十二日

青森県青森市堤町二丁目一三番五号

学校法人ケーエム学院

清算人　小山　祐子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年四月二十五日開催の社員総会の決議及び所轄庁により解散の認可を得て解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年八月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月二十二日

山口県下関市山の田東町四番二〇号

医療法人徳裕会

清算人　新谷　太郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年六月二十八日開催の定時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年八月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月二十二日

東京都渋谷区渋谷一丁目一九番三号

コーポしなの管理組合法人

清算人　吉澤浩一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道小樽市若松一丁目七五番地、最後の住所札幌市豊平区中の島一条二丁目一番八―一〇四号　被相続人　亡　及川　孝志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十二日

事務所札幌市中央区南一条西一三丁目プラザビル四階　岸田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　縄野　歩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市御幸ケ原町一五〇番地四〇、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　増渕　研二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十二日

栃木県宇都宮市小幡二丁目三番二四号

相続財産管理人　司法書士　山川　喜行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県安中市原市一六〇〇番地二、最後の住所本籍と同じ　被相続人　亡　竹田　信義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十二日

事務所群馬県高崎市中尾町一二六二番地八

相続財産管理人　村上　貴幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区築地七丁目九番地、最後の住所千葉市花見川区花園一丁目一一番七号

被相続人　亡　綿谷　美枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十二日

事務所千葉市中央区中央三丁目八番七号中央スカイビル九階千葉コミュニティ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　常木　康昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県仙北市角館町西長野中泊二七八番地、最後の住所千葉県香取郡神崎町四季の丘六番地一七　被相続人　亡　菅原　守

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十二日

事務所千葉市中央区中央三丁目八番八号中央ＣＩＢビル七階　藤岡・合間法律事務所　相続財産管理人　弁護士　藤岡　隆夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区左門町二番地、最後の住所東京都杉並区南荻窪四丁目三九番一九号ファインクレスト南荻窪二〇二

被相続人　亡　森田　哲治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十二日

東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階潮見坂綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　久文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区両国二丁目一七番、最後の住所東京都墨田区両国二丁目一七番一一―六〇五号大起ビル　被相続人　亡　中　美佐保

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十二日

事務所東京都千代田区一番町一〇番地相模屋第二ビル三階麹町創和法律事務所

相続財産管理人　弁護士　栗原　浩